

千葉県金属スクラップヤード等規制条例について

経済環境部

千葉県では、屋外で保管する金属スクラップのヤードにおいて、高積みなどの不適正な保管による崩落の危険や事業場における火災の発生、保管物の破砕や切断等の作業に伴う騒音等の問題が発生しているが、金属スクラップヤード等の事業運営を直接規制する法令等がないことにより、県内での事業の実態を正確に把握することが困難となっていた。

このことから、金属スクラップ等の事業について、必要な規制を行うことにより、県民の生活環境の保全を図るため、「千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（いわゆる金属スクラップヤード等規制条例）」を令和5年10月に制定し、令和6年4月から施行することとした。

市としても、事業者に対しては、周辺地域の環境に影響を与えないよう、引き続き県と連携して指導をしていく。

1 規制の対象

- ・特定再生資源を屋外において、重機等を使用して積み上げて保管する事業（特定再生資源屋外保管業）が対象となる。

2 規制の内容

- ・事業の許可
- ・住民への周知
- ・基準遵守
- ・現場責任者の設置

3 その他

- ・経過措置

既存事業者にも許可の取得を求め、金属スクラップヤード等規制条例の各規定への適合に必要な期間を1年間設ける。